

## 第十管区海上保安本部（水路測量）公示第3号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和7年1月15日

第十管区海上保安本部長 赤松 宏樹（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
  - (1) 名称 大島支庁沖永良部事務所
  - (2) 住所 鹿児島県大島郡和泊町手々知名 134-1
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
  - (1) 区域 付図のとおり
  - (2) 期間 令和7年1月20日から令和7年3月18日まで（うち4日間）
- 3 水路測量の実施方法
  - (1) 測深 マルチビーム音響測深機を使用する
  - (2) 測位 GNSSによる
- 4 航行船舶に対する安全処置  
作業船は水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令55号）第六条に定める標識を掲げる

（付図）大島郡和泊町内喜名沖 赤塗りで示す海域

